

地籍整備の推進に関する政策評価（概要）

<資料内訳>

- 資料 3 - 1 平成 29 年度第 3 期 政策評価計画（案）
- 資料 3 - 2 地籍整備の推進に関する政策の脈絡図
- 資料 3 - 3 地籍整備の推進に関する政策評価の評価
チャート（総合性確保評価）

平成29年度第3期 政策評価計画（案）

名 称	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
目 的	<p>1 国土交通省は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、昭和26年から市町村等による地籍調査を開始し、37年からは、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づき累次にわたって策定した国土調査事業十箇年計画により地籍整備を推進している。一方、法務省では、「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年6月26日都市再生本部決定）の方針を踏まえ、全国の都市部の人口集中地区の地図混乱地域を対象に登記所備付地図の作成を計画的に実施している。</p> <p>2 このような中、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）では、災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進するとされ、また、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）においても、地籍整備の更なる加速化、登記所備付地図作成作業の推進を掲記している。</p> <p>3 しかしながら、現行の国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）では、地籍調査の進捗率について、平成31年度末までに57%とする目標が設定されているが、28年度末時点で52%にとどまっており、東海、近畿、南関東地方は特に進捗状況が低調となっている。また、今後、南海トラフ地震、首都直下地震等を始めとする様々なリスクを踏まえると、地籍整備の更なる加速化が必要となっている。</p> <p>4 以上の状況を踏まえ、本調査は地籍整備の推進に関する政策について、各種施策を総合的に評価するため実施する。</p>
調査項目	<p>1 地籍整備の推進に関する政策・施策の実施状況</p> <p>2 地籍整備の推進に関する政策・施策の効果の発現状況</p>
調査等対象機関	国土交通省、法務省
関連調査等対象機関	都道府県、市町村、関係団体等
調査実施時期	平成29年12月～平成31年3月（予定）
担当評価監視官等	法務・外務・経済産業等担当評価監視官 管区行政評価局等

地籍整備の推進に関する政策の脈絡図

○地籍調査の定義(国土調査法第2条5項)

地方公共団体又は土地改良区等が、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること

○第6次国土調査事業十箇年計画(国土調査促進特別措置法第3条第1項)

国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、平成22年以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

【背景】

①昭和26年以降、国は地籍整備を推進するも、平成28年度末の進捗率は52%にとどまっている。また、進捗が著しく遅れている地域も多数存在

②東日本大震災発生後、地籍整備が未実施の地域では、復旧復興事業に大きな遅れが発生。今後、南海トラフ地震・首都直下地震等、様々なリスクが懸念

地籍調査の推進

第6次国土調査事業十箇年計画(H22.5.15閣議決定)

<目標設定の考え方>

第6次国土調査事業十箇年計画においては、地籍調査対象地域（286,200km²）の中から、優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000 km²）のおよそ半分の地域について地籍の明確化を図る。特に、調査の遅れている都市部及び山村部では、地籍調査の進捗率を5割程度まで引き上げることを目指す。

<計画事業量>

- 1 地方公共団体等が行う地籍調査の面積は21,000km²
- 2 国の機関が行う基本調査の調査面積は3,250km²
- 3 地籍調査以外の測量成果の活用面積は約1,500km² など

<成果目標> (平成21年度末→31年度末)

- 地籍調査を実施した地域の面積の割合
49%→57% (平成28年度末実績：52%)
- 人口集中地区における地籍調査実施面積の割合
21%→48% (平成28年度末実績：24%)
- 人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合
42%→50% (平成28年度末実績：45%)
- 調査未実施・休止市町村を中間年までに解消
604市町村→0市町村(中間年(平成26年度末))
(平成26年度末実績：492市町村)
(平成28年度末実績：457市町村)

地図混乱地域の解消

- 法務省は、「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成15年6月都市再生本部決定)の方針を踏まえ、平成16年度から都市部の人口集中地区の地図混乱地域(※)を対象とした登記所備付地図作成作業を実施(法務局自ら実施。対象地域660km²。平成28年度までの地図の作成面積は135km²)
- 日本再興戦略等の下で、平成27年度を初年度とする下記計画を実施中
 - 1 登記所備付地図作成作業第2次10か年計画：平成27年度から10年間で200km²
 - 2 大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画：平成27年度から10年間で30km²
 - 3 震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画：平成27年度から3年間で9km²

※地図混乱地域とは：
公図（明治時代に作成された地図が多い）と現況が大きく異なる地域

目標達成のため

主な推進施策

財政的支援

1 地籍調査に係る国庫負担金

市町村等が実施する地籍調査の費用の一部を国及び都道府県が負担。市町村が実施する場合、費用は国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担（地方公共団体の負担分の8割が特別交付税の交付対象⇒市町村の実質負担は5%）

2 地籍整備推進調査費補助金

民間事業者等が積極的に国土調査法19条5項指定を申請できるよう、同申請に必要な測量・調査等にかかる経費に対し補助（平成22年度創設。25年度から補助率2/3以内（民間事業者））

人的支援

1 地籍調査作業の民間委託

調査等の作業を市町村から民間へ包括委託（平成22年度創設）（包括委託導入市町村数 H25：29、H26：55、H27：92）

2 地籍アドバイザー派遣

地籍調査実務経験者、土地家屋調査士、測量士等を、国が「地籍アドバイザー」として登録し、市町村に派遣（平成14年創設。現在、登録者数約60人）

3 研修の実施

都道府県や市町村の地籍調査担当者を対象に、技術的かつ法律的な知見に関する研修を実施

調査環境の整備支援

1 国が行う基本調査

市町村等による通常的地籍調査の実施が困難な地域において、地籍調査を実施するために必要な基礎的な情報を整備するための調査【国土交通省が実施】

- ・ 都市部官民境界基本調査
- ・ 山林境界基本調査
- ・ 被災地域境界基本調査

2 所有者等の立会いの弾力化

所有者等の所在が不明で立会いを求められない土地について、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合、登記所と協議の上、調査の実施が可能（平成22年度導入）

左の施策等の推進により

国土における正確な土地情報と地図の整備

災害復旧の迅速化、公共事業・まちづくりの円滑化、土地取引の円滑化等

評価の対象とする政策	「国土調査事業十箇年計画」等に基づき講じられている地籍整備の推進に関連する各種施策・事業
対象とする政策の目的	地籍整備の推進による災害復旧の迅速化、公共事業・まちづくりの円滑化、土地取引の円滑化等

評価の観点	評価の対象とする施策・事業		主な着眼点・調査内容
	国土調査事業十箇年計画等における地籍整備に関する各種施策・事業	国土調査十箇年計画における成果指標 (平成21年度末→31年度末)	
<p>地籍整備の推進状況はどの程度効果を上げているか。</p> <p>地籍整備は、地域の特性やリスクを踏まえた優先度などを考慮して効果的に推進されているか。</p> <p>地籍整備を推進するための関連施策・事業は、地籍調査の進展に有効に機能しているか（関係省庁の連携を含む）。</p>	<p>● 地籍調査は、市町村等が実施しており、国土交通省は、都道府県に対する負担金の交付等、以下のような各種施策・事業により市町村等を支援している。</p> <p>1. 財政的支援</p> <p>(1) 地籍調査に係る国庫負担金 市町村等が実施する地籍調査の経費の一部を国及び都道府県が負担。市町村が実施する場合、経費の1/2を国が、1/4を都道府県が、残りの1/4を市町村が負担 (当初予算額 H27:106.3億円、H28:108.0億円、H29:108.0億円)</p> <p>(2) 地籍整備推進調査費補助金 民間事業者等が積極的に国土調査法19条5項指定を申請できるよう、同申請に必要な測量・調査等に係る経費に対し補助（平成22年度創設。25年度から補助率2/3以内（民間事業者）） (当初予算額 H27:2.0億円、H28:0.8億円、H29:0.9億円)</p> <p>2. 人的支援</p> <p>(1) 地籍調査作業の民間委託 従前からの測量や一筆地調査の作業委託に加え、平成22年度からは、市町村等が実施していた同作業の工程管理や検査も含めて民間事業者等に委託することが可能。また、全体計画の作成や住民説明会などについても作業補助として民間事業者への委託が可能</p> <p>(2) 地籍アドバイザー派遣 地籍調査実務経験者、土地家屋調査士、測量士等を、国が「地籍アドバイザー」として登録し、市町村に派遣（平成14年創設。現在、登録者数は約60人）</p> <p>(3) 研修の実施 都道府県や市町村の地籍調査担当者を対象に、技術的かつ法律的な知見に関する研修を実施</p> <p>(4) 新たな測量手法（新技術）の導入 国土地理院による電子基準点の整備やGPS等の測位衛星の増加等により、衛星を利用した測量が可能となり、従来の測量で必要だった四等三角点の設置や地籍測量の一部作業工程が省略可能</p> <p>3. 調査環境の整備支援</p> <p>(1) 国が行う基本調査（6次計画における対象地域：3,250km²） (当初予算額：H27:4.0億円、H28:5.5億円、H29:3.9億円) ・都市部官民境界基本調査（対象地域：1,250km²、H28年度末までの実施状況：436km²） ・山林境界基本調査（対象地域：2,000km²、H28年度末までの実施状況：395km²） ・被災地域境界基本調査（平成28年4月に発生した熊本地震の被災地域において実施）</p> <p>(2) 所有者等の立会いの弾力化 平成22年度から、所有者等の所在が不明で立会いを求められない土地について、地積測量図など筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合、登記所と協議の上、調査の実施が可能</p> <p>● また、法務省では、法務局が自ら不動産登記法第14条第1項に基づく地図の作成を行う登記所備付地図作成作業を実施しており、平成27年度を初年度とする下記計画を実施している。</p> <p>1. 登記所備付地図作成作業（当初予算額：H27:23.2億円、H28:34.3億円、H29:40.0億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記所備付地図作成作業第2次10か年計画（対象地域：200km²、H28年度実績：18km²） 大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画（対象地域：30km²、H28年度実績：3km²） 震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画（対象地域：9km²、H28年度実績：3km²） 	<p>【目標年度：平成31年度】</p> <p>○地籍調査を実施した地域の面積の割合 49%→57% (平成28年度末実績：52%)</p> <p>○人口集中地区における地籍調査実施面積の割合 21%→48% (平成28年度末実績：24%)</p> <p>○人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合 42%→50% (平成28年度末実績：45%)</p> <p>○調査未実施・休止市町村を中間年までに解消 604市町村→0市町村 (中間年(平成26年度末)) (平成26年度末実績：492市町村) (平成28年度末実績：457市町村) ※全市町村の約1/4</p> <p>※市町村数：1,741(平成28年10月10日)</p>	<p>【主な着眼点】</p> <p>1. 地籍整備の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 地籍整備の進捗状況等を把握・分析する。 ※ 進捗状況について、地域の特性など様々な視点を踏まえ、把握・分析する。その際、南海トラフ地震や首都直下地震などのリスクにも留意する。 <p>2. 個別施策・事業の有効性等</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果指標に寄与する個別の施策・事業の実施状況、効果の発現状況等を把握・分析し、有効性等を検証する。 地籍整備の進捗をめぐる課題等を検証する。 <p>【主な調査内容】</p> <p>1. 国土調査法等に基づく施策・事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省による基本調査、各種支援施策の実施状況 地方公共団体等における地籍整備に係る取組状況 <ul style="list-style-type: none"> 地籍調査に係る民間委託制度の活用状況 所有者等の立会いの弾力化に係る制度の活用状況 民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用状況 新たな測量手法（新技術）の活用状況 施策・事業の効果の発現状況 <p>2. 不動産登記法に基づく施策・事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省における登記所備付地図整備事業の進捗状況 法務局・地方法務局における登記所備付地図作成作業の実施状況 施策・事業の効果の発現状況 <p>3. 関係省庁の連携状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁等の連携による取組状況 地籍整備の必要性等に係る普及啓発の実施状況